

防犯カメラの設置及び運用 に関するガイドライン



奈良県 地域創造部 県民暮らし課

令和6年4月改訂

I はじめに

1 ガイドラインを策定する目的

防犯カメラは、犯罪の防止に役立ち、安全で安心して暮らせるまちづくりに、とても効果があると認められます。

それは、自主防犯活動団体等による防犯活動を補完することで犯罪抑止効果の高まりや、地域住民の防犯意識の向上や自主防犯活動の活性化、地域の絆の強化にもつながる相乗効果が期待できます。

しかしながら、撮影される個人のプライバシーを侵害することがないように、その運用に十分注意することが必要です。

そのため、プライバシーの保護に注意しつつ、防犯カメラを適正に設置・運用することによって、犯罪を防止し、「安全で安心して暮らせる奈良県」を実現するためガイドラインを策定しました。

2 防犯カメラとは

このガイドラインでいう防犯カメラとは、被害の未然防止や犯罪の速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確な対応、犯罪の捜査や客観的な立証などに極めて有効です。

加えて防犯カメラは、「地域の安全は地域で守る」との意識を高め、犯罪を許さない意識を強め、犯罪を許さない気運を醸成する意味で、犯罪の起きにくい社会づくりの一翼を担うものです。

このガイドラインで対象とする防犯カメラは、設置主体にかかわらず、次のすべての要件を満たすカメラとします。

①設置目的

主として犯罪の防止を目的に設置されたカメラとします。

施設の利用状況、混雑程度の把握等を主目的とし、犯罪の防止を副次目的とする場合を含みます。

※設備や装置等の管理、学術研究、報道を主目的とするカメラは対象となりません。

②設置場所

次の場所などに設置し、不特定多数の人を撮影するカメラとします。

- 道路、公園、広場、駐車場、駐輪場
- 商店街、繁華街、地下街、駅、マンション、団地などの自由通路
- 金融機関、小売店、百貨店、複合施設などの商業施設
- 劇場、映画館、スポーツ・レジャー施設
- ホテル、旅館、病院
- 観光施設、社寺 など

※不特定多数の人の出入りが想定されないマンション・アパート等共同住宅の内部、事業所・工場の敷地内などをもっぱら撮影している場合は対象となりません。

③装置

画像撮影装置のほか、ビデオ、DVD、ハードディスクなど画像を記録し、表示する機能を備えたカメラとします。

※画像記録機能を備えていないカメラは対象となりません。

3 防犯カメラと個人のプライバシー

人には、自己の容貌等をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーに関する権利の一つとして、憲法第13条（個人の尊重）の趣旨も踏まえた慎重な取り扱いが必要です。

また、防犯カメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができる個人情報であり、「個人情報の保護に関する法律」に定められている個人情報として保護の対象になっています。

防犯カメラは、犯罪の防止を目的とするものですが、プライバシーや個人情報の取り扱いには十分に注意する必要があります。

II 防犯カメラの設置及び運用に当たっての留意事項

1 設置場所と撮影範囲

防犯カメラの設置及び運用にあたっては、犯罪の抑止効果を高めるとともに、不必要な画像の撮影を防ぐために、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、撮影範囲を必要最小限度にする必要があります。

カメラの角度を調整するなどして、住宅内部などの私的空間が映らないようにしましょう。

2 カメラ設置の表示

防犯カメラの設置にあたっては、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯行を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域または撮影区域の出入り口付近に、「防犯カメラ作動中」及び「設置団体名」を表示したプレートを設置することが必要です。

このことは、犯罪を抑止する効果を高めることにもなります。

3 管理責任者の指定

防犯カメラの管理・運用にあたっては、管理責任者を定め、適正に実施する必要があります。

4 画像データの保存・取り扱い

防犯カメラの画像についても、外部に漏れることのないよう一定の基準を定めて適正に管理する必要があります。

(1) 取扱担当者の指定

防犯カメラ・モニター及び録画装置等を設置する場合は、機器の操作や画像データの確認などを行う者を限定することが妥当です。取り扱いを行う担当者を指定し、指定された担当者以外の者が取り扱うことのないよう厳重な管理が必要です。

(2) データの厳重な保管

録画装置、画像データの記録媒体（CD-ROM, DVD, メモリーカード、外付けハードディスクなど）やパソコンについては、管理責任者や取扱担当者以外の視聴や盗難を防

止するため、施錠のできる事務室内や設備の中で厳重に保管し、外部への持ち出しができないよう十分に注意しましょう。

また、インターネット回線等により画像の送受信を行う場合は、ID やパスワードを使用し、画像データの流出等に注意しましょう。

具体的には、画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など画像の安全管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じましょう。

- ①記録した画像の不必要な複写や加工は行わないこと。
- ②画像を記録したビデオテープ、DVDなどは、保管庫に施錠して保管すること。
- ③画像記録装置の取扱いに際しては、部屋の施錠や関係者以外の立入り・使用制限をするなど、安全管理対策を万全にしておくこと。
- ④画像の外部持ち出しを禁止すること。
- ⑤画像の保管期間は、目的達成のため必要最小限の期間とすること。

ただし、設置者等が犯罪・事故の捜査のため特に必要と判断するときは、保存期間を延長することができます。

⑥インターネットを利用した防犯カメラは、パスワードを設定するほか、システムやセキュリティ対策ソフト等を適宜更新し最新の状態にします。

(3) データの消去

保存期間が終了したり、保存の必要がなくなった画像データは、破砕や裁断等の処理を行うなどして、速やかに消去しましょう。

5 秘密の保持

防犯カメラの管理責任者等は、カメラ撮影によって人の容貌・姿態という個人情報を大量に収集・管理することになります。したがって、管理責任者等は、画像データそのものはもちろんのこと、画像から知り得た情報を人に漏らしたり、不当な使用をしてはいけません。

なお、管理責任者等でなくなった後においても同様とします。

6 画像データの提供

防犯カメラの画像データについては、プライバシーが侵害されることのないよう、次の場合を例外として、設置目的以外の目的に利用したり、第三者に提供してはいけません。

① 法令に基づく場合

「法令に基づく場合」とは、裁判官が発する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会(刑事訴訟法第197条第2項)、弁護士会からの照会(弁護士法第23条の2第2項)に基づく場合等をいいます。

② 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

ただし、画像を提供する場合は、上記①に基づく文書によることとします。

- ③ 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

「個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合」とは、事件発生直後における緊急の犯罪捜査や、行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合等が想定されます。

- ④ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

ただし、画像に記録されている他の人の画像や住居の様子等が見えないように配慮するなどして、第三者の権利利益を害することがないように、細心の注意が求められます。

また、画像データの提供にあたっては、提供日時や提供先、提供した画像の内容、提供目的、理由などを記録するなどの基準を定め、適正に運用しましょう。

7 苦情等への対応

設置者等は、防犯カメラの設置・管理に関する苦情や問い合わせに対して、誠実かつ迅速に対応しなければなりません。

Ⅲ 運用規程の制定が必要です。

防犯カメラの設置者は、管理責任者や取扱責任者等によって、このガイドラインの内容を踏まえた適切な運用が可能となるよう、防犯カメラの運用に関する規程を定め、その内容を周知・徹底することが必要です。